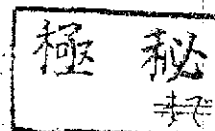


秘密指定解除

外交記録・情報公開室



日韓請求権問題

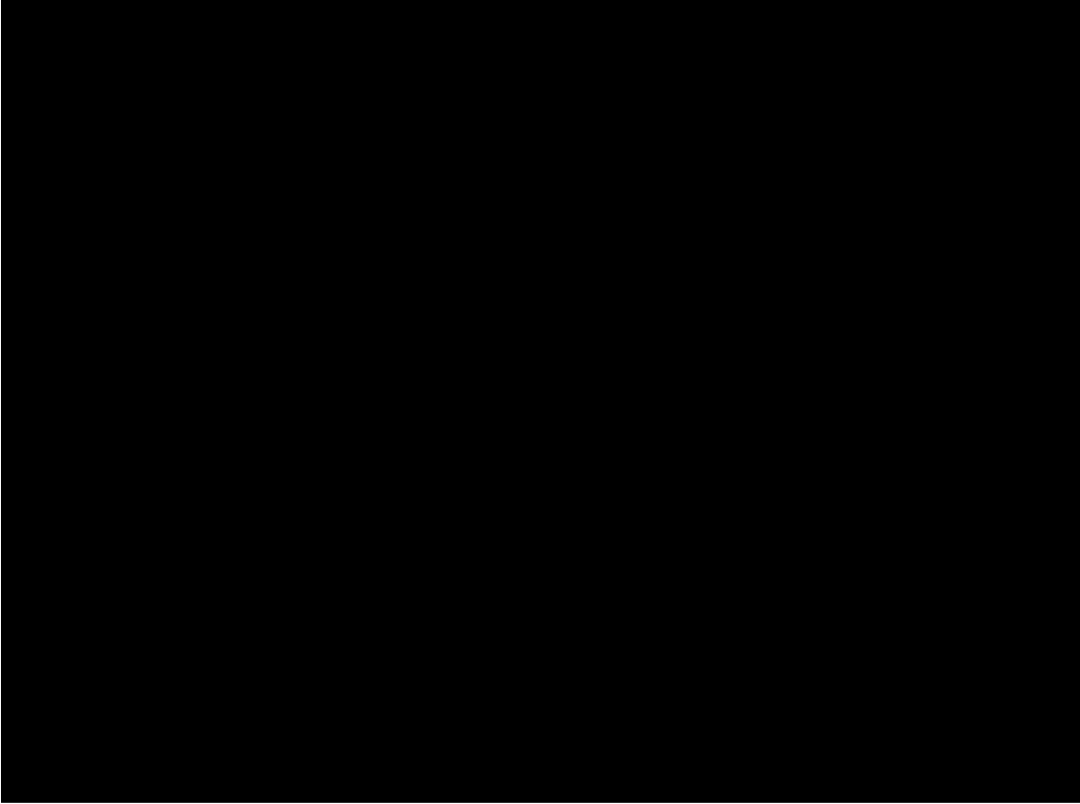
昭3624 卜部記

1. 韓国請求権の内容は別添「韓国の対日請求要綱」（別添(1)）のとおりで、昭和28年当時大蔵省理財局外債課で、韓国側要求中
 - a. 韓国人戦傷病者戦没者に対する弔慰金
 - b. 韓国人被徴用労務者に対する諸支払、弔慰金等
 - c. その他若干の項目
 を除いたものにつき推定した金額は [REDACTED] 円余となる。
2. 日本が全朝鮮に残置した企業財産及び個人財産は、昭和28年大蔵省理財局外債課で推定したところによると [REDACTED] 円であり、同課では [REDACTED]



と見込んでいる。

3 大蔵省理財局では、昭和30年4月12日、
Vesting decree の効力についての法律論に無
関係。かつ新たな立法等の措置を必要としない
項目として、



4 韓国請求権については、お一方では3つの法律問題を考慮している。即ち、

(1) 韓国は、全朝鮮を支配せず、朝鮮には北鮮（朝鮮人民共和国政府）なる *authority* が存在する。韓国政府は全朝鮮のため請求権を主張し得ない。

(2) 平和条約第4条で日本は、在韓米軍司令部の法令第33号、即ち *Vesting decree* の効力を認め、従つて日本は韓国に対し請求権を主張しない。但し、*Vesting decree* は南鮮のみに効力があつたもので、当時南鮮になかつたものには効力が及ばず、更に効力が及んだものでも1948年9月11日の米韓協定で、米軍から韓国に移されなかつた請求権については、これを認めない。

(9) 日本は *Vesting decree* の効力を認め対韓請求権は存在しないとするが、平和条約第4条(甲)項により、日本の放棄した請求権は韓国の請求権についての特別取極めに当り考慮に入れられるべきものである(1957年12月31日のいわゆるU.S.メモランダムによる解釈)。

よ 上記4日本側法律問題についての立場に対する韓国側の主張は、

(1) 韓国政府は全朝鮮のため請求権を主張し得る。(但しその立場は昨55年来弱まりつつある)

(2) *Vesting decree* はその発出当時在韓米軍の直接 *control* の下になかつたものにも及び且つ米韓協定で何が韓国に移譲されたかは

問題でない。

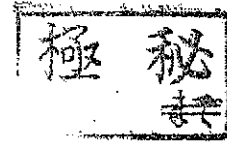
- (9) 韓国は日本支配との数年に亘る間の損害賠償を要求しなかつたのだが、日本が対韓請求権を放棄したので、これを考慮に入れて要求したのが、前記の請求権項目であり、これから減らすことは全然考えられない。

7 韓国請求権問題の解決策としては、わが方
としては、前記4の法律問題についての立場
を堅持せざるを得ない。この立場に立つて請
求権各項目を検討すると、先方の「要^中證」第
網

とに出てくる~~類然たる個人債権はこれを承認~~
~~するにとどめるべきであらう。~~個人の郵便貯
金、郵便年金、公社債等はこれに属させるこ
とも可能であらう。韓国政府所有の公社債、
日銀券（規却日銀券をも含み得べし）等は請
求権を認めたと上で日米メモランダムの解釈で
ドロップさせることを考えるべきでなからう
か。（ドロップしない時も額面のみ返却な
ら大した金額ではない。金約款のあるもので
はないから、貨幣価値変動による額面増加に
は法律上義務はない。日本人所有の旧円、国
債などの処理と同じ扱いをするだけのこと
である。）以上の考え方を「請求要綱」各項目
に従い書いて見ると「日韓請求権問題試案」
（別添(2)）となる。

よ　ここで問題になるのは、純然たる個人償補
のうち戦争による被徴用者の被害に対する
補償と曰韓国人の対日本政府請求恩給関係と
である。これらは個人ベースで現在日本人
に対して適用ある戦傷病者、戦没者遺家族養
護法、恩給法等に規定するのと同じ保護を与
えるのが妥当と思われる。但し、韓国政府と
しては何時までも日本政府の保護で生計を立
てる国民の居ることは避けたい様である。そ
こで1名100ドルの補償という要求を出し
たりするのである。もつとも現行法と同じ
保護を与える時は、その範囲を如何にとるか
(恩給受領者の範囲は警官、教師の如きを入
れるか入れないかで大きく変り得る)によつ
て、最終支払を完了するまでに相当な金を

額に達する可能性あり。大蔵省に試算して貰
り必要がある。この試算の結果によつては、
一定額で打切る方式も考えねばならないと思
われる。



(仮 訳)

「非公式資料提供」

韓国 の 対 日 請 求 要 綱 (概 略 説 明)

1. 朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還を請求する。

本項の請求は1909年から1945年までの期間中に日本が朝鮮銀行を通じて搬出していったものである。

2. 1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済を請求する。

本項に含まれる内容の一部は次のとおり。

(1) 逋信局関係

- (a) 郵便貯金振替貯金為替貯金等
- (b) 国債及び貯蓄債券等
- (c) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係
- (d) 海外為替貯金及び債券
- (e) 太平洋米國陸軍總司令部布告第3号によつて凍結された韓国受取金
- (f) その他

(2) 1945年8月9日以後日本人が韓国内
各銀行から引出した預金額

(3) 朝鮮から取入された国庫金中の裏付け資
金のない歳出による韓国受取金関係

(4) 朝鮮總督府東京事務所の財産

(5) その他

3. 1945年8月9日以後韓国から振替又は
送金された金員の返還を請求する。

本項の一部は左記の事項を含む。

(1) 8月9日以後朝鮮銀行本店から在日本東
京支店へ振替又は送金された金員

(2) 8月9日以後、在韓金融機関を通じて日
本へ送金された金員

(3) その他

4. 1945年8月9日現在韓国に本社、本店
又は主たる事務所があつた法人の在日財産の
返還を請求する。

本項の一部は左記の事項を含む。

(1) 連合軍最高司令部閉鎖機関令によつて閉鎖清算された韓国内金融機関の在日支店財産

(2) SCAPIN 1965号によつて閉鎖された韓国内本店保有法人の在日財産

(3) その他

5. 韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済を請求する。

本項の一部は左記の事項を含む

(1) 日本有価証券

(2) 日本系通貨

(3) 被徴用韓人未収金

(4) 戦争による被徴用者の被害に対する補償

(5) 韓国人の対日本政府請求恩給関係その他

(6) 韓国人の対日本人又は法人請求

(7) その他

6. 韓国法人又は韓国自然人所有の日本法人の株又はその他の証券を法的に認定することを請求

する。

本項の内容は1945年8月9日現在韓国法人又は自然人が所有していた日本法人の株又は証券は今後も引続き有効なものと法的に認定するようにせよということである。

7. 前記諸財産又は請求権から生じた諸果実の返還を請求する。

本項の説明は首席委員が帰つて後相談してから行なり。

8. 前記の返還及び決済は協定成立後即時開始し、遅くとも6カ月以内に終了すること。